



NEWS LETTER



NO

55

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-6880

ホームページ: <https://okayama-con.net> Eメール: npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp 2021年4月発行

3/23 消費者月間講演会「これからどうつきあってく？」 With 銀行・金融商品・キャッシュレス」開催

「消費者月間講演会」は6月開催予定が、新型コロナウイルス感染拡大の影響で延期、3月23日(火)に消費者ネットおかやまと岡山県消団連主催、岡山県との共催で、会場参加とYouTubeライブ配信のハイブリッド型で開催し、計57人(会場17人、オンライン40人)の参加がありました。講師は大阪府金融広報アドバイザー 大久保育子氏(消費生活相談員)に依頼しました。



講演内容 私たちの日常のお金に関わる生活が新しい方式に変わってきている中、何がどのように変わろうとしているのか、特徴や問題点を聞きました。

地方銀行の統合促進やメガバンクの業務効率化など、合理化が進む銀行との今後のつきあい方として、銀行口座の整理、タンス預金の整理の他、金融リテラシーとともに情報リテラシーを磨く必要があること、低コストでスマートライフをおくる上での情報銀行活用の準備なども視野に入れるなどのアドバイスがありました。その上で、キャッシュレス決済の種類と特徴の説明や利用の注意点として、決済方法により適用法律が違い、トラブル解決時のルールが異なることを具体的な事例をもとに解説を受けました。また、金融商品のトラブル事例から問題点を浮き彫りにし、手数料や単利と複利などポイントとなる点などを学びました。

寄せられた感想

- このような内容での講演会は初めてだったので、大変勉強になった。とても中身が濃いものだったので、この続きを聞きたいと思った。
- 具体的な事例を交えてわかりやすいお話だった。
- 進んできたキャッシュレス化に賢く対応していきたいと思っていたので、とても参考になった。
- トラブル発生時の対応など整理されており、自分が何を把握しておくべきなのかよく理解できた。

2/27 「食品と成分と機能性に関するほんとうの話」 -科学的根拠について聞いてみよう-学習会&報告会開催



2月27日(土)「食品と成分と機能性に関するほんとうの話-科学的根拠について聞いてみよう-」と題して、岡山大学大学院の中村宜督(よしのり)教授に、科学的な根拠に基づいてお話を聞きました。会場25人、ZOOM参加者29人合計54人の参加がありました。食品に含まれる成分とそれぞれの機能について、オリーブオイル、ココナッツオイル、しょうがなどの成分や効用について解説、バランスよい食品の摂取が大切で、ダイエットに良い食品はないことなど科学的根拠に基づいた解説がありました。

学習会後に現在係争中の健康食品広告表示差止請求インシッパ訴訟の経過報告を訴訟代理人の加藤航平弁護士が行いました。参加者の中には、適格消費者団体が、消費者契約法に基づき訴訟ができることを知らない人もいて、被害者でなくても訴訟が出来ること、訴額は民事訴訟法に基き表記していること、消費者の情報提供から申し入れ活動を行っていることなどを知らせることができました。



高齢者等の「見守り力アップ講座」が終了!



— 12会場で開催、213人が受講しました —

岡山県の消費者被害が後をたちません。2020年の特殊詐欺の岡山県内の被害額は、5億円を超えました。昨年が2億円でしたので、被害額は2.5倍になっており、多くの高齢者が被害にあっています。高齢者の周りにいる人々が、最新の情報や正しい知識を身に付けて見守り力を高めることが被害防止に役立ちます。

2020年度の見守り力アップ講座は、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けました。3密を避ける新しい生活様式の中で、講座の設定自体に苦慮するとともに、設定しても参加者を少人数に制限せざるをえない状況があり、年間で12会場の開催で、参加者は213人でした。



8/3 金光総合支所



12/1 倉敷市役所



2/18 岡山市南公民館

河田理事長の私的消費者問題史 (8)

靈感商法～カルトからの解放・青春を返せ裁判

2000年9月14日、広島高裁岡山支部は、統一協会元信者が統一協会を訴えた「青春を返せ裁判」で、統一教会に原告に対して慰謝料を含めた損害賠償の支払いを命じる判決がなされた。「青春を返せ裁判」とは、信者に対してなされた統一協会の勧誘・教化行為などの宗教行為そのものを違法として慰謝料の請求を求めた裁判のことをいう。この裁判が、青春を返せ裁判の全国初の画期的な勝訴判決であった。

前号で紹介した壺・多宝塔、着物、絵画、アクセサリなどを因縁トークをしながら販売していた靈感商法の最前線で活動していたのは、統一協会の信者であった。彼らは、みじんも靈感商法が悪いことだとは思っていなかった。脅しても、嘘をついてもこの靈感商法をやりきることが氏族のメシアとなり、自らもそして被害者も救われる方法だとマインドコントロールされていたのだ。靈感商法の加害者として交渉してきていたが、実はその彼らも統一協会の被害者であったのだ。人生を考えるサークル、世界平和や貧困のために活動するボランティア団体などと勧誘され、セミナーを受けるなどの活動をしている内に、いつのまにか靈感商法の担い手となり、他人を勧誘し多額の献金を迫る加害者になっていた。家族の関わりなどで、誤りに気づいて無事脱会できた後に提起される「青春を返せ裁判」は、他のカルト団体に関しても脱会者から提起され、勝訴判決が続くようになった。

カルトの勧誘は、決して実像を見せることなく姿を隠して勧誘してくる。カルトは、会員の情報、行動をコントロールし、カルトの支配者の意のままに行動する人格に変容させる。いま、キャンパスは格好のカルト勧誘の場となっている。チラシを配ったり、訪問勧誘したりする勧誘ばかりではなく、コロナ渦で寂しくなったキャンパスであっても、LINEなどのSNSをつかって巧妙に接近してくる。楽しいサークル活動だとはいったもののいつのまにかカルトの一員となってやがて大学には行かなくなり、親にも平気で嘘をつくようになる。こんな徴候がみられたら危険信号だ。カルトの勧誘は、高校生の間にも広がっている。異変に気づいたら早めの対応が必要とされる。

(弁護士 河田英正)

2020年度 主な差止請求・申入れ・照会活動

消契法=消費者契約法、景表法=不当景品類及び不当表示防止法、特商法=特定商取引法 の略

事業者名、時期	申入れ、差止め等の内容	経過・結果
信用保証会社 6社 県内 金融機関 7社 2019/1/16～ 2020/11/16	カードローン契約約款に相続開始による期限の利益喪失の条項が、民法規定を超えて消費者に一方向的に不利益な条項と判断し、県内本店がある金融機関に質問書を送り、契約書面の提供を受けました。民法改訂に伴い、カードローン約款の変更を確認しました。	13 社約款改善確認 終了
県内 自動車学校 2019/1/17～ S社 継続中	自動車学校の入校契約成立後の消費者都合による契約取消しの場合のキャンセル料が、事業者が被る平均的損害を超える疑いがあり、県内すべての自動車学校から資料を取寄せ検討し、問い合わせ、1社を除いて回答がありました。回答が無かった自動車学校へ、41条事前請求書を送付したところ、キャンセル料の根拠となる一部資料が送付され、残り資料の送付を待っています。	S自動車学校 事業者対応待ち 継続中
「駿楽」新聞広告 (株)元気堂本舗 2019/3/15～ 2020/7/16 終了	ひざの関節痛に効くと謳う機能性表示食品「駿楽」の新聞広告で「非変性Ⅱ型コラーゲン」の効能表現が、景表法の優良誤認表示に該当すると判断し、効能表現根拠等を3/15に問い合わせ。回答の食品雑誌の要約は健康な壮年者に対する実験2つの組み合わせで、膝関節に不安がある高齢者対象の広告根拠としては問題があり、4/3事前請求書を送付しました。4/28回答は、指摘新聞広告は一切掲載していないとの内容。新聞広告の不掲載を確認し、終了しました。	他媒体で同様の広告 があれば改めて申し 入れることとし、 7/16 終了文を送 付。
(株)GRACE 2020/1/16～	インターネットサイト健康食品販売事業者。定期購入の解約・休止連絡方法は電話のみだが、「電話が全くつながらず、解約を申し入れたのに商品・請求書が送られてきた」と情報提供があり、消契法10条違反の疑義により1/16問合書を送付、しかし回答はなく8/7申入書を送付、2021/1/25事前請求書を送付しました。	継続中
(株)メディビューティ LACOCO 2020/4/8～	脱毛ビューティサロン全国展開事業者。「月額3000円(初回0円)まるっと全身脱毛を6ヶ月で」のHP広告を見て来店したところ3300円36回払い総額118800円の説明を受けたと情報提供を得て、表示根拠資料の提供を求め質問書を送付。さらに申入書を送付し、改善検討中で回答期限延長希望の連絡がありました。	4/20 現在回答なし 事業者回答待ち 継続中
県内 結婚式場 S社 2019/07/11～	結婚式場のキャンセル料について、式当日まで1年以上あるのに10万円の解約金を請求されたと情報提供があった事例について、消費者契約法9条1号平均的損害を超える疑いがあり、質問書を送付し、回答が届きました。質問書3を発送、回答待ち。	事業者回答待ち 継続中
県内 大学進学予備校 O社 2020/9/10～	入学募集要項の「一旦納入した学費は返還いたしません」について、消契法9条1号平均的損害を超える疑いがあり、質問書に対し回答が届き、次年度は募集要項を改善する旨の回答がありました。ところが次年度要綱に「自主退学を許可された場合」との文言があり、改善になったのか、自主退学許可条件を再度問い合わせ中です。	事業者回答待ち 継続中
県内 岩盤浴サービス M社 2020/11/16～	中途解約を申し出たら、高額違約金の請求を受けた事例。他、「解約は来店に限る、事業者の必要に応じて規約・規則が改訂できる」の条項が消契法に違反する疑いがあり、質問書を送付しています。	事業者回答待ち 継続中
(株)フォーチュン 2021/1/25～	通信契約を最適化「あんしんサポート」サービス提供事業者に、解約事務手数料や、クーリングオフに関する不実告知などの点で消契法・特商法違反の疑義があり、改善を求め申入書を送付したところ、「見解の相違である」との回答書が届きました。	対応検討、継続中

第14回通常総会開催と役員選任に関する公告

2021年4月5日

会員 各位

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正 (公印省略)

第14回通常総会開催について

日頃より消費者ネットおかやまの活動にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
NPO法人消費者ネットおかやまは、定款第21条により、第14回通常総会を下記の要領にて開催いたします。万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2021年6月5(土) 13時30分～14時30分 (受付13時～)
2. 場 所 オルガホール 岡山市北区奉還町1-7-7 (岡山駅から徒歩6分)
3. 総会の主たる審議事項
第1号議案 2020年度事業報告承認の件
第2号議案 2020年度決算承認の件
報告事項 2021年度事業計画 2021年度活動予算
*定款第20条により、事業報告・活動決算は総会議決事項に、事業計画・活動予算は、定款29条により、理事会議決事項となっています。
第3号議案 役員選任の件

役員選任に関する公示

定款第12条により、今回の定数について、現在と同数として理事定数13名、監事定数3名とすること、役員推薦規程第2条1項 団体推薦として、理事4名、監事2名とし、理事会が決める団体会員毎の推薦人数枠について、JA岡山県女性組織協議会理事1名、岡山県労働者福祉協議会監事1名、おかやまコープ理事1名、監事1名、岡山大学生協理事1名、岡山医療生協理事1名とする。理事個人推薦枠は9名、監事個人推薦枠1名とすることを第6回理事会で議決しました。

推薦期間は、4月1日(木)より4月30日(金)です。期間中に事務局へお申し出ください。

※新型コロナウイルス感染拡大と緊急事態宣言等対策の関係で変更がありえます。HP等ご注意ください。

岡山市消費教育担い手育成講座を運営しました



岡山市消費者教育担い手育成事業を2年連続受託し、1/29～2/12に3日間の消費生活マイスター講座、2/17は今までの受講生対象のステップアップ講座の企画運営を行いました。コロナ禍で日程参加者を絞り開催となりました。講師等に運営のご協力を頂いた会員の皆様、ありがとうございました。岡山県きらめきプラザ会議室で、のべ45名の参加がありました

関連の資格所得や、活動に意欲を持った受講生の要望に応えることができました。消費者市民社会の実現に向け、これから一緒に取り組んでいただけることを願いたいと思います。

インシッパ訴訟は第5回期日が終了、次回5月24日(月)に弁論準備手続(WEB方式)の予定です。